○岩国産木材市産市消促進事業費補助金交付要綱

平成25年４月１日要綱第79号

改正

令和２年４月１日要綱第122号

令和４年２月１日要綱第25号

令和４年４月１日要綱第118号

令和７年４月１日要綱第28号

岩国産木材市産市消促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩国産木材の利用を促進し、林業経営の安定及び森林所有者の所得の向上を図ることを目的に、岩国産木材を使用して住宅を建築するものに対して、予算の範囲内で岩国産木材市産市消促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(１)　次の要件を全て満たす住宅を新築し、又は増築する者

ア　一般社団法人山口県木材協会（以下「山口県木材協会」という。）が定めるやまぐち木の家づくり推進事業補助金交付要綱第３条に規定する要件を満たす住宅

イ　構造材における木材使用量のうち、岩国産木材の使用割合が５パーセント以上の住宅

ウ　第４条に規定する補助金の交付申請を行った年度内に上棟が完了する住宅

エ　自らが居住するために岩国市内に新築し、若しくは増築する一戸建ての木造住宅又は建売の目的のために新築する一戸建ての木造住宅

(２)　やまぐち木の家づくり推進事業補助金の交付決定を受けた者

(３)　市税の滞納がない者

（補助交付額）

第３条　補助金の額は、住宅一戸当たり25万円の定額とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、岩国産木材市産市消促進事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(１)　やまぐち木の家づくり推進事業交付決定通知書の写し

(２)　建築平面図

(３)　住宅の建築箇所を表示した位置図

(４)　市税の滞納がないことを証する書類

（交付決定）

第５条　市長は、交付申請があったときは、前条に規定する申請書等の審査を行い、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、岩国産木材市産市消促進事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（実績報告）

第６条　補助金の交付決定を受けた者は、住宅が完成したときは、岩国産木材市産市消促進事業費補助金実績報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(１)　やまぐち木の家づくり推進事業額の確定通知書の写し

(２)　山口県木材協会岩国支部が発行する地域産木材証明書の写し又は岩国産木材の使用量を確認することができる書類

（補助金の額の確定等）

第７条　市長は、前条の実績報告書等の提出があった場合において、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩国産木材市産市消促進事業費補助金額確定通知書（様式第４号）により通知する。

（補助金の請求）

第８条　補助金の額の確定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、岩国産木材市産市消促進事業費補助金請求書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくはこの要綱に基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第10条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

２　市長は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超えた額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日要綱第122号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月１日要綱第25号）

この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日要綱第118号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日要綱第28号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。